

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定の変更を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）施行令 8 条 2 項の規定に基づき、令和元年 9 月 27 日付けで行った手帳の更新決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2 級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、請求人の障害等級を 2 級に変更することを求めている。

全く同じ内容の診断書（がんの罹患は除く）であるのに、審査結果が違うことに疑問を感じています。等級審査が合理的かつ客観的判断によりなされるならば、今回前回に関係なく、同じ結果がでなければシステムとしては「エラー」や「バグ」がたとえて言うならばあるということなのではないですか。私自身は 2 級に

相当する障がい者だと思います。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 9月 25日	諮問
令和 2年 11月 6日	審議（第49回第2部会）
令和 2年 12月 18日	審議（第50回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を定め、同条4項は、福祉手帳の交付を受けた者は2年ごとに同条2項で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を定める。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり規定する。

また、法施行令6条3項の表が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

- (3) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。
- (4) そして、法45条1項及び法施行規則23条2項1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされ、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされていることから（法45条4項及び法施行規則28条1項）、更新申請に係る本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由

があるとする事はできない。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

(1) 機能障害について

ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「統合失調症 ICDコード(F20)」(別紙1・1)は、判定基準によれば、「高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの」が障害等級1級、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」が同2級、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」が同3級とされている。

また、留意事項2・(2)によれば、機能障害の判定について、「機能障害を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」こととされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり、「推定発病時期1991年頃」「1991年、幻覚妄想状態で発症。2000年9月18日、〇〇医療センター初診(同日複数診療科)。2008年4月12日、当院に転院。それ以後、当院に1回の入院歴がある。現在外来通院中である。」と記載されている。

そして、「現在の病状・状態像等」欄(別紙1・4)では、「抑うつ状態(易刺激性・興奮、憂うつ気分)」、及び「幻覚妄想状態(幻覚、妄想)」に該当し、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄(別紙1・5)には、「カミソリで頸部を切りつけ、当院ICUに入院、九死に一生を得ると

いうエピソードあり。現在、障害者雇用制度を利用して働いている。2019年5月には大腸癌が発覚し、〇〇病院で手術対応されている。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、統合失調症の陽性症状に相当する幻覚及び妄想が過去の病歴において認められる一方で、おおむね過去2年間の状態について、精神運動興奮及び昏迷の状態、人格変化等は認められていない。現在の病状は、意欲の減退など残遺状態が認められ、抑うつ気分や易刺激性・興奮など情動面の症状も伴っており、幻覚、妄想などの陽性症状も認められるが、人格変化は認められていないことから、病状はあるものの、その程度は著しいとまでは判断し難い。

ウ 以上から、請求人の機能障害の程度については、判断基準等に照らすと、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」（障害等級2級）とまでは認められず、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」として、障害等級3級に該当すると判断するのが相当である。

## (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書の「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）の記載の中では、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」が選択されており、この記載のみからすると、留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね2級程度の区分に該当し得るともいえる。

しかし、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）は、8項目中6項目が判定基準において障害等級3級相当とされる

「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」と、残り2項目が同2級相当とされる「援助があればできる」とされていることが認められる。

また、生活能力の状態の「具体的程度、状態像」（別紙1・7）欄は、「雇用されているが負荷の軽い仕事である。焦燥・激越が出現し自傷に至る場合があるので注意している。」と記載されているほか、就労状況については「障害者雇用」に該当するとされているが、請求人に対し必要とされる援助の状況について、どのような援助をどの程度受けているかの具体的な記述はない（備考欄にも記載はない。）。

そして、請求人の生活環境は在宅（単身）で（別紙1・6・(1)）、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1・8）は記載がないことから、請求人は、障害福祉等サービスを利用することなく、定期的に通院治療を受けながら、障害者雇用による就労を継続し、在宅生活を維持しているものと思料される。

以上から、請求人の活動制限の程度については、判定基準等に照らすと、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級）とまでは認めがたく、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として、おおむね障害等級3級程度に該当すると判定するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の精神障害の程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」であ

る障害等級 2 級に至っているとまでは認めがたく、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として同 3 級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第 3 のとおり主張するが、前述（1・(4)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書に記載された請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級 3 級と判定するのが相当であることは、上記 2 記載のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び別紙 2 (略)